

「お試し雇用就農助成事業」募集要領

(令和7年度第3回募集)

一般社団法人 山形県農業会議

一般社団法人山形県農業会議（以下「農業会議」）では、本県農業の重要な担い手である農業法人等が、お試し雇用就農助成事業（以下「本事業」）において、県外からの雇用就農希望者を雇用（本事業にて雇用就農する者（以下「体験就労者」））する取組みに対して助成する本事業の実施法人等を募集します。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、令和7年11月30日（日）（必着）までに農業会議へ必要な申請書類を提出して下さい。

I 助成内容

新規就農者の確保・定着を促進するとともに、経営体質の強化と安定的な農業生産の継続・拡大を図る事業を行う農業法人等が、令和7年9月1日以降に正社員として雇用（就業を開始）した体験就労者に対し、賃金を支払う経費の一部を助成します。

1 助成額及び助成期間

【研修対象経費】

農業法人等が体験就労者を雇用する取組みに対して助成します。

【助 成 額】

研修生1人当たり 最大40万円

内訳 ○体験就労者に対する賃金 最大月額100,000円

〈助成対象経費〉

農業法人等が体験就労者を雇用した際に支払う賃金の一部

2 助成期間

最長4か月間

3 採択数の上限

1名

II 募集期間、申請先、助成対象期間

1 募集期間

令和7年10月15日（水）～ 令和7年11月30日（日）※郵送の場合は、当日必着。

2 申請先

一般社団法人 山形県農業会議 〒990-0041 山形県山形市緑町 1-9-30（緑町会館 6F）

3 申請書類

（1）申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ① お試し雇用就農助成事業申請書（様式イ第1号）
- ② 雇用契約内容確認書（様式イ第2号）
- ③ 事業責任者の履歴書
- ④ 体験就労者の履歴書

4 助成期間

令和7年9月1日以降に体験就労者を雇用した日から事業を終了するまでの期間
（最長4か月間）

Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

- ア 山形県内に本拠を置き、おおむね年間を通じて農業を営む法人等であること。「農業を営む法人等」とは、農業生産による農畜産物等の販売収入のある法人等のことを指す。
- イ 体験就労者に対して、十分な監督・指導を行うことが出来る「事業責任者」を置くこと。事業責任者は、5年以上の農業経験を有する者（経営主本人を含む）。
- ウ 令和7年9月1日以降に、体験就労者との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、原則として雇用保険、労働者災害補償保険に加入していること。なお、正規の従業員とは、1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系であり、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く。）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は原則として35時間以上であること。
- エ 過去における雇用および研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。「法令に違反する等のトラブル」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。
- オ 実施について、本事業と目的、助成期間が重複する国および地方公共団体による他の助成を受けていないこと。開始後に国、地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認する為、事前に農業会議に相談すること。
- カ 農業法人等は、山形県または農業会議から実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、山形県または農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

2 体験就労者の要件

- ア 原則18才以上65歳未満の者であること。
- イ 令和6年9月1日降に県外から山形県へ移住した者またはすることが確実であること。
- ウ 令和7年9月1日以降に正規の従業員として雇用契約を締結すること。ただし有期雇用契約を除く。
- エ 農畜産物の生産および、生産管理、販売管理、経営管理等に従事する者であること。

オ 農業法人等の代表者の親族（３親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。

（ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第２３条第４項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。

（イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。

カ 山形県または農業会議から実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、体験就労者は、山形県または農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

キ 体験就労者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。

IV 審査結果の通知

農業会議は、申請内容を審査した上で、１月上旬を目途に審査結果を農業法人等に通知します。

V 注意事項

- 1 国、地方公共団体から、本事業の他に助成等を受ける場合は、事前に農業会議に相談してください。
- 2 採択後、お試し雇用就農助成事業申請書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- 3 開始後、必要に応じて農業会議が行う現地確認に協力すること。
- 4 採択後、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付せず、また、交付した助成金の返還を求めることがあります。
 - ① お試し雇用就農助成事業申請書に即した実施が行われていないと認められる場合。
 - ② 農業法人等の都合により実施を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により継続が不可能となったこと、または体験就労者の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
 - ③ 山形県および農業会議が定める交付条件等に違反したとき。
 - ④ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。